

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」の施行により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」別表第二が削除され、同法別表第一が別表となる。
- これに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」が廃止される。
- また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）」の題名が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」となる。
- 以上を踏まえ、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）の規定中、これらの法令を引用しているものの改正を行う。

2. 公布日等

公布日：令和6年5月27日

施行日：令和6年5月27日